

平成28年11月11日 入札公告
平成28年12月19日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事業名：八郎谷国有林森林整備事業（造林）

事業場所：和歌山県田辺市本宮町 八郎谷国有林

事業内容：除伐Ⅱ類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 事業内訳書
4. 作業仕様書
5. 事業位置図
6. 契約情報の公表

和歌山森林管理署

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 代理人に入札をさせようとするときは、入札書郵送時に委任状を提出すること。
7. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づき行う。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあっては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業費内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
13. 開札は、当発注機関の指定した職員を立ち合わせて開札する。
14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。

- (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
20. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
21. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
22. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前には、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。
また、入札執行中には、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
23. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。



森林整備事業請負契約書(案)

- 1 事業名 八郎谷国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 和歌山県田辺市本宮町 八郎谷国有林
- 3 事業内容 除伐Ⅱ類 6.51ha
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
平成29年 2月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負金額 ¥ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
¥ . -)

[注] ()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払 回以内	第34条
×	前金払 分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第39条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町2345-1
分任支出負担行為担当官
和歌山森林管理署長 井上 康之 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

除伐Ⅱ類仕様書

(区域の標示)

1. 本作業地は周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示してある。ただし、区域の明確なものについては、現地において指示した区域とする。

(間伐対象木の表示、伐採率等)

2. 標準地(黄テープ環状二本線)内については、白テープ環状一本線により印付けしている。
3. 標準地外の区域については、標準地又は類似林分の選木状況に準じ選木する。

また、林小班(記番)毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

国有林	林小班	記番	スギ		ヒノキ	
			本数率 (%)	材積率 (%)	本数率 (%)	材積率 (%)
八郎谷	121は	除Ⅱ-1	40.3%	31.8%		

(天然更新木の保残)

4. 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

(伐倒作業)

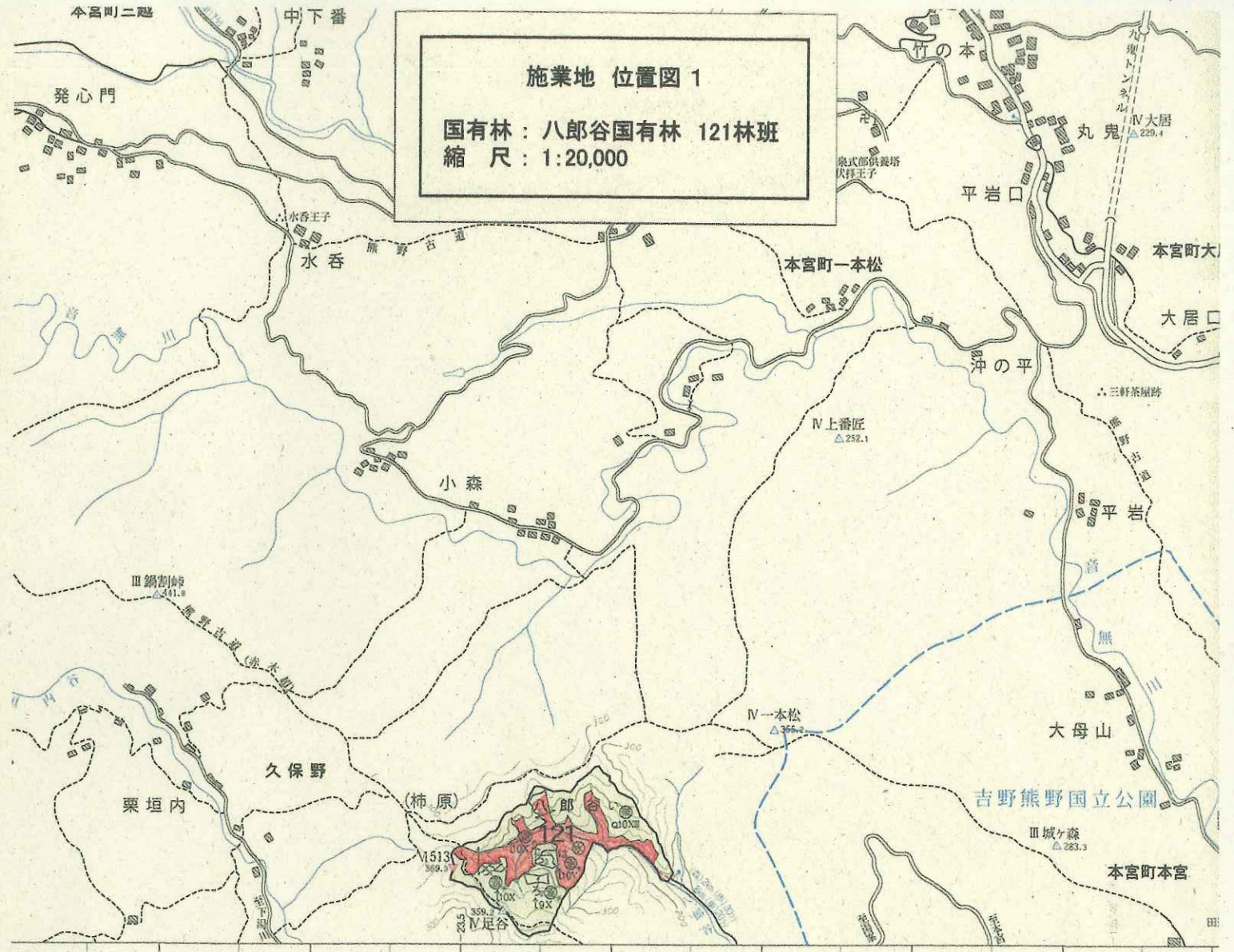
5. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。
6. 伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
7. かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行うこと。

(伐倒木の筋置きについて)

8. 施業地位置図2の区域「除伐2類(伐採木 筋置含む)」の0.45haは、熊野古道沿いの景観に配慮し、伐採木を玉切りし、等高線に沿って筋置きすること。

(その他)

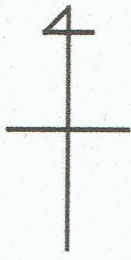
9. その他必要な事項または不明な点については、監督職員の指示を受けること。



施業地 位置図 1

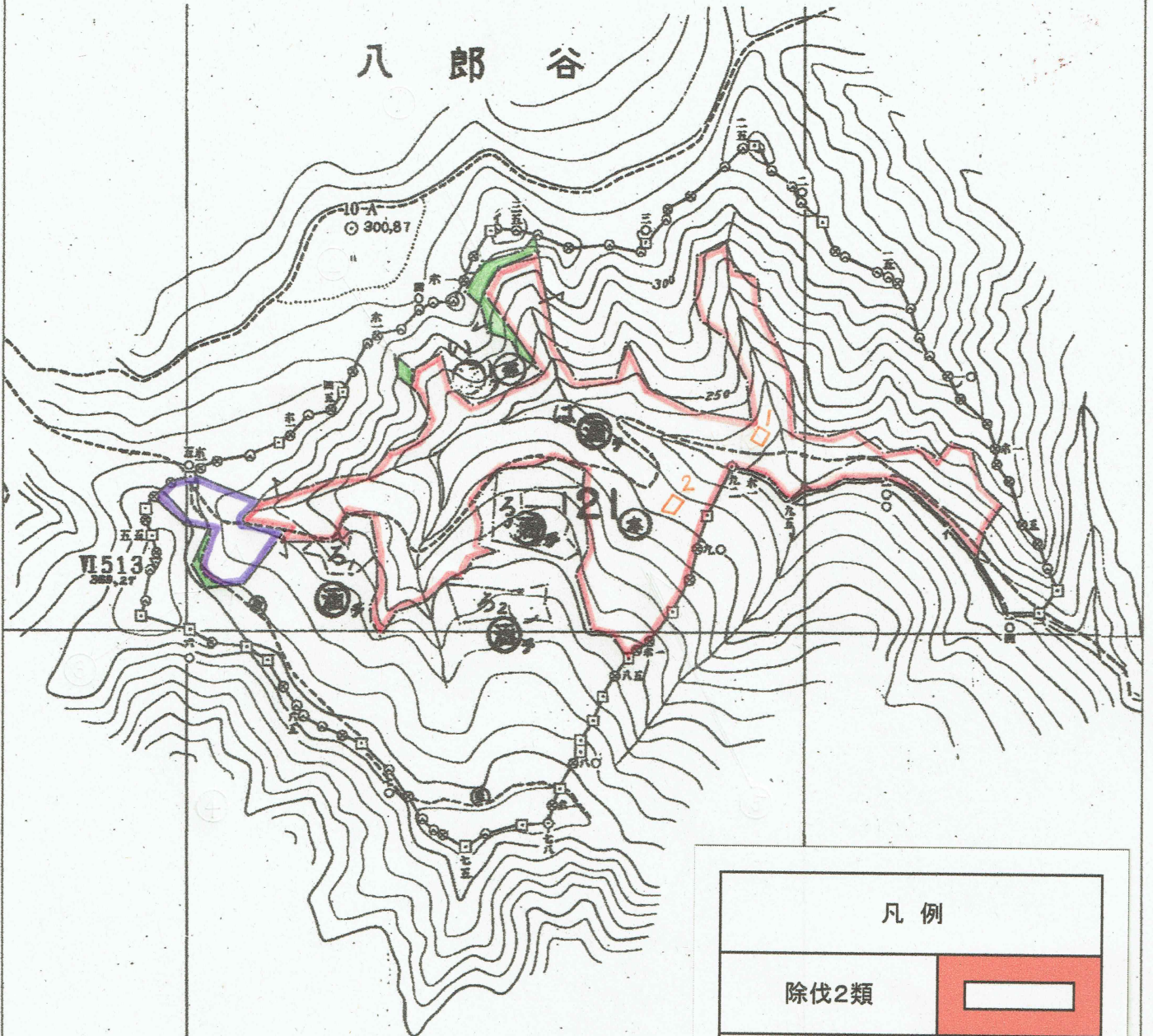
国有林：八郎谷国有林 121林班
縮尺：1:20,000

凡例	
施業地	



施業地 位置図 2

国有林：八郎谷国有林 121林班
縮尺：1:5,000



田 辺 市



1:5,000

凡 例

除伐2類	
除伐2類 (伐採木筋置含む)	
除地	
標準地	

(別紙)契約情報の公表

平成28年度 請負事業の契約実績(造林)

事業名 : 八郎谷国有林森林整備事業(造林)

和歌山森林管理署

作業種	国有林	林小班	事業量	作業期間	林分条件		作業条件			
					傾斜・植生	伐採量	作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
除伐Ⅱ類	八郎谷	121は	6.51ha	契約締結の翌日 ～ H29.2.28	中	難	機械 (人力併用)	12.6	71	田辺市本宮行政局
計			6.51ha							